

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 令和7年度 埼玉県福祉系高校修学資金貸付 募集要領

◆目的◆

この事業は、福祉系高校に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し、修学資金の貸付を実施し、若者の介護分野への参入促進、介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とします。

福祉系高校卒業後、埼玉県内の社会福祉施設等で介護福祉士として3年間従事した場合、借りた資金の返済は全額免除されます。

◆実施主体◆

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が行います。

◆概要◆

1 対象者

福祉系高校(以下「高校」という。)に在学する者であって、卒業後に埼玉県内において、介護職員として従事しようとする者。

注 意

- ・介護福祉士コースを選択した方または選択する意思のある方が対象です。
- ・卒業後、介護福祉士として業務に従事しない場合、貸付金は返還となります。

2 貸付額

下記の金額を上限として貸付けます。

- | | |
|---------------------|------------------------|
| (1) 修学準備金 | 30,000円(令和7年度入学者のみ申請可) |
| (2) 介護実習費 | 30,000円(一年度あたりの上限額) |
| (3) 介護福祉士国家試験受験対策費用 | 40,000円(一年度あたりの上限額) |
| (4) 就職準備金 | 200,000円(卒業時) |

※無利子で貸付けます。

※貸付には連帯保証人(未成年の場合は法定代理人)が必要です。

※高校への修学にあたり、他の奨学金等を利用している方は、貸付の対象とならない場合があります。

連帯保証人について

- ①連帯保証人は、貸付金を確実に返済できる収入等がある方で、書面によりその同意をいただきます。
- ②連帯保証人は、借受希望者が未成年の場合、法定代理人でなければなりません。
⇒法定代理人に返済能力がない場合は、法定代理人に加えて、別に返済能力のある連帯保証人(原則近親者)を立てていただきます。この場合、P8「問合せ先」へお問い合わせください。
- ③連帯保証人は、申込時点で75歳未満であることが望ましいです。
- ④連帯保証人は、日本国籍を有する方、又は永住者となります。
- ⑤連帯保証人は、借受人と連帯して債務負担するものとし、保証債務は延滞利子を包含します。

◆申請◆

1 申請方法

借受希望者は、申請書類を作成し、高校に提出してください(P6「提出書類・届出について」参照)。

県社協は、申込内容を審査し、貸付の可否を借受希望者と高校あてに通知します。

※申請書類は高校が取りまとめの上、県社協へ提出します。

2 申請期間

令和7年11月25日(火)～令和8年1月23日(金)

※高校では、校内受付期間を設けています。受付窓口、申請方法等とあわせて必ず御確認ください。

高校は、期日までに県社協に申請書類を提出してください。

◆申請から貸付金の交付までの流れ◆



◆返還の猶予・免除について◆

1 貸付金の返還の猶予について

次の期間は、返還を猶予することができます。

- (1) 県内において介護職員等の業務に従事しているとき
- (2) 貸付契約の解除後も引き続き福祉系高校に在学しているとき
- (3) 大学等に進学したとき
- (4) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

2 貸付金の返還の免除について

次のいずれかに該当するに至ったときは、返還の債務を免除するものとします。

- (1) 以下の①及び②の両方を満たしたとき。
 - ①高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行った。
 - ②高校を卒業した日から1年以内に県内の介護保険サービス事業所に就職し、介護福祉士として3年間業務に従事した。
- ※在職期間は通算1,095日以上であり、かつ、業務に従事した日数は540日以上必要です。
- (2) (1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

福祉系高校修学資金返還充当資金への借り替えについて

(障害福祉サービス事業所で介護職員として勤務する場合)

福祉系高校を卒業後、介護保険サービス事業所における介護職員として勤務せず、障害福祉サービス事業所または施設等に就職もしくは転職した場合に、借りている資金の種類を自動的に変更するものです。

なお、返還の債務を免除するには、借り替えを行った日から3年間業務に従事する必要があります。

※借り替えることができるのは、1人1回までです。

借り替えをした後、再度介護保険サービス事業所・施設に就職した場合は、返還となります。

※借り替えの手続きは、修学生の勤務先を確認したうえで県社協が行い、結果のみ通知します。

※必ず介護福祉士の資格を活かして就職する必要があります。

◆返還免除の対象となる施設について◆

「返還猶予又は返還免除を受けることができる対象施設・事業所等、及び職種の一覧表(注)」のうち

- (1) 介護保険サービス事業所における介護職員 ⇒ 福祉系高校修学資金の対象施設
- (2) (1)以外の施設、事業所における介護職員 ⇒ 福祉系高校修学資金返還充当資金の対象施設

(注)「返還猶予又は返還免除を受けることができる対象施設・事業所等、及び職種の一覧表」は、P8「問合せ先」のホームページからご確認ください。

◆返還免除申請までの流れ◆

3月

①卒業
介護福祉士登録

- ▶高校は、「卒業届(様式第5号)」にて、3年生の卒業状況及び就職先を県社協に報告します。
- ▶修学生は、介護福祉士登録を速やかに行ってください。
※介護福祉士等届出制度における資格の届出も併せて行ってください。
※不合格の場合も猶予が可能です。手続きが必要です。

4月

②返還猶予
申請

【就職の場合】

- ▶修学生は、「返還猶予申請(様式第12号)」、「業務従事届(様式第10号)」
「介護福祉士登録証の写し」を県社協に提出してください。
- ▶「業務従事届(様式第10号)」は、返還免除となるまで毎年提出が必要です。

【進学の場合】

- ▶修学生は、「返還猶予申請(様式第12号)」、「学校が発行する在学証明書」、「介護福祉士登録証の写し」を県社協に提出してください。
- ▶在学証明書は、卒業まで毎年提出が必要です。
- ▶卒業後は介護福祉士として従事し、改めて返還猶予申請を行う必要があります。

書類審査後
随時

③返還猶予
決定

- ▶県社協は、必要書類確認・審査後、返還猶予の可否を修学生及び連帯保証人に通知します。なお、3年間引き続き介護業務に従事することを前提に、返還猶予期間は3年間で決定されます。
※ただし、この期間中に契約が解除された場合は返還を求めます。
※災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由等により対象業務に従事できない場合は、改めて返還猶予申請を行う必要があります。
- ▶県社協は、「業務従事届(様式第10号)」により、修学生が介護福祉士として介護保険サービス事業所以外に従事していることを確認した場合、「福祉系高校修学資金返還充当資金」への借り替えを自動的に行います(P3 参照)。

就職から
3年後

④返還免除
申請

- ▶修学生は、介護福祉士として3年間従事した場合、「返還免除申請書(様式第13号)」及び「業務従事届(様式第10号)」を提出してください。
※在職期間は通算1,095日以上であり、かつ業務に従事した日数は540日以上が必要です。

書類審査後
随時

⑤返還免除
決定

- ▶県社協は、必要書類確認・審査後、返還免除の可否を修学生及び連帯保証人に通知します。あわせて、返還免除決定後、借用証書及び印鑑登録証明書等を修学生及び連帯保証人に返却します。

◆契約の解除、貸付の休止について◆

1 契約の解除について

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 修学生が福祉系高校を退学したとき
- (2) 修学生から契約の解除を申し出たとき
- (3) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき
- (4) 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき
- (5) 虚偽その他不正な方法により資金の貸付を受けたことが明らかになつたとき
- (6) 修学生が死亡したとき
- (7) その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき

2 貸付の休止について

修学生が高校を休学し、又は停学の処分を受け、その期間が年度の全期間に及ぶ場合は、当該年度分の貸付は行いません。

◆返還について◆

1 返還について

次のいずれかに該当する場合には、貸付金を返還しなければなりません。

(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)

- (1) 契約が解除されたとき
- (2) 高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録しなかったとき
- (3) 高校を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行ったが、県内において介護職員等の業務に従事しなかったとき
- (4) 県内において介護職員等の業務に従事する意思がなくなつたとき
- (5) 介護職員等の業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなつたとき

2 返還方法について

返還期間: 貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内

返還方法: 月賦、半年賦、一括

3 延滞利子

正当な理由なく貸付金の返還期限日までに返還しなかったときは、当該返還期限日の翌日から返還された日までの日数に応じ、返還額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

4 返還の流れ

(1) 返還の事由が発生



(2) 県社協に速やかに連絡の上、「返還計画申請書(様式第11号)」を提出



(3) 県社協で審査の上、納入通知書を送付



(4) 指定口座に払込み



(5) 県社協への入金が全額完了後、修学生及び連帯保証人宛てに「返還完了通知」の送付
及び借用証書等を返却

◆提出書類・届出について◆

次のいずれかの事項に該当したときは、修学生(借受者が死亡した場合は連帯保証人)が、速やかに県社協に必要書類を届出なければなりません。

修学生は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出を行う必要があります。これらの届出は、返還の免除や返還の猶予等の申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出がない場合、返還の免除や猶予が受けられなくなることがあるので、速やかに届出を行うようにしてください。なお、以下の例示にない場合は、個別にお問い合わせください。

【 在学中 : 高校へ提出するもの 】

(1) 貸付の申請をするとき

	提出書類名	備 考
①	申請書(様式第1号)	
②	誓約書(様式第2号)	
③	同意書(様式第14号)	
④	住民票	申請者、連帯保証人、法定代理人分(計3通) 世帯全員、続柄・本籍の記載があり、マイナンバーの記載がないもの。発行から3か月以内のもの。 ※申請者の住民票にすべての者が記載されている場合は1通で構いません。
⑤	最新年度の課税証明書	連帯保証人、法定代理人分(計2通) ※収入の記載があるもの。
⑥	推薦書(様式第3号)	学校が作成し、県社協へ提出。
⑦	申請チェックリスト	
⑧	その他	・上記のほか、該当者のみ必要な書類があります。詳細は「申請チェックリスト」を確認してください。 該当者のみ必要書類があるもの * 生活保護受給中 * 他の奨学金等を利用している ・個別の状況に応じ、追加書類が必要となる場合があります。

(2)貸付決定後、借用証書等を提出するとき

	提出書類名	備 考
①	借用証書(様式第6号)	貸付決定後に県社協が送付するもの。
②	振込口座申請書(様式第7号)	
③	振込口座の情報がわかるもの	修学生名義の通帳の写し等。
④	印鑑登録証明書	修学生、連帯保証人分(各1通)

(3)複数年度にまたがる貸付を受けるとき、卒業見込みとなったとき

	提出書類名	備 考
①	在学届(様式第4号)	学校が作成し、県社協へ提出。

(4)在学中に契約を解除するとき

	提出書類名	備 考
①	貸付停止・再開・辞退届(様式第9号)	
②	返還計画申請書(様式第11号)	送金中に退学等により契約を解除する場合提出。
③	返還猶予申請書(様式第12号)	契約解除後も福祉系高校に在学する等の理由で、返還猶予を申請する場合提出。

【 卒業後：県社協へ直接提出するもの 】

(1)卒業後、就職したとき

	提出書類名	備 考
①	返還猶予申請書(様式第12号)	修学生本人が記入すること(就職時のみ)
②	業務従事届(様式第10号)	勤務先が記入すること。1年ごとに提出が必要。
③	介護福祉士資格登録証の写し	
④	卒業届(様式第5号)	学校が作成し、県社協へ提出。

(2)卒業後、進学したとき

	提出書類名	備 考
①	返還猶予申請書(様式第12号)	修学生本人が記入すること(進学時のみ)
②	在学証明書	進学先の学校が発行するもの。進学中1年ごとに提出が必要。
③	介護福祉士資格登録証の写し	
④	卒業届(様式第5号)	学校が作成し、県社協へ提出。
⑤	その他	進学先卒業後は、改めて返還猶予申請書(様式第12号)を提出する必要があります。

(3) 返還するとき

	提出書類名	備 考
①	返還計画申請書(様式第11号)	提出書類等案内しますので、県社協へご連絡ください。

(4) 住所、氏名、連絡先等を変更したとき

	提出書類名	備 考
①	異動届(様式第8号)	
②	変更の内容が確認でききる書類	住民票等、変更の内容が確認できる書類を添付すること。

◆様式一覧◆

各種様式は、本会ホームページからダウンロード可能です。

埼玉県福祉系高校修学資金貸付申請書	様式第1号
誓約書	様式第2号
推薦書	様式第3号
在学届	様式第4号
卒業届	様式第5号
借用証書	様式第6号
福祉系高校修学資金振込口座申請書	様式第7号
異動届(住所・氏名・連帯保証人等)	様式第8号
貸付停止・再開・辞退届(休学・停学・退学・復学等)	様式第9号
業務従事届	様式第10号
返還計画申請書	様式第11号
返還猶予申請書	様式第12号
返還免除申請書	様式第13号
同意書	様式第14号

◆問合せ先◆

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター 育成資金課
〒330-8529 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ内
TEL 048-824-3370
HP https://jinzai.fukushi-saitama.or.jp/kaigoloan_9.html



↑こちらからも
アクセス可能です